

鹿児島監督署だより 第3号

鹿児島労働基準監督署 平成27年6月



熱中症を防ぎましょう！

ここ数年、夏の記録的猛暑が話題になりますが、県内でも昨年5月下旬から9月末の間に781人が「熱中症の疑い」で救急搬送(内1名は死亡)され、**当署管内でも業務中の熱中症3件**について、労働者死傷病報告が提出されました。発生日時は**4月21日が最も早く**、3件中2件がトラック運転者の積込作業中、残る1件は製造業で発生し、3件とも死亡は免れましたが、休業見込みが数ヶ月にわたるものもありました。この時期はまだ、夏の高温多湿な環境に身体が慣れておらず、特に注意が必要です。本格的な夏に向かう前に、**次の項目をチェックし、職場の熱中症予防に努めましょう。**

- WBGT 値の低減に努めていますか？
- 熱への順化期間を設けていますか？
- 自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を摂っていますか？
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか？
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか？

今号の様式 年度更新の申告・納付は7月10日までをお願いします。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

この年度更新の手続きは、本年度は6月1日から7月10日までの間に行ってください。

年度更新申告書の提出につきましては、当署管内9会場集合受付(日程は下記参照)を実施しますので、最寄りの会場をぜひご利用ください。また、当署窓口でも随時受付しており、郵送でも受け付けますので、期限内の提出をお願いします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

なお、事業を廃止した場合、労働者を使用しなくなった場合、申告時の保険料納付が困難な場合でも、申告書の提出は必要ですので、どうぞご注意ください。

申告書の作成にあたって、賃金などの集計が必要になりますが、継続事業の「賃金集計表」、一括有期事業の「一括有期事業報告書」「一括有期事業総括表」の様式は、郵送される封筒に同封されているほか、厚生労働省ホームページにも掲載されていますので、ご活用ください。(下記 URL もしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。)

〈URL〉 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

集合受付日程 http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0109/4583/kagoshima_tayori2704.pdf

6月は安全週間準備月間です。

7月1日(水)～7日(火)までの全国安全週間に先立ち、準備月間の6月中に、鹿児島県労働基準協会が8会場、建設業労働災害防止協会が8会場に分けて、各会員を対象とした安全週間説明会を開催します。全国安全週間は第88回を迎え、今年のスローガンは「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」です。安全週間説明会では、労働災害防止に向けた取組のほかに、労働安全衛生法の主な改正点などをご説明します。全産業に関係する改正点は次の3点です。

- 受動喫煙防止処置が努力義務になります。中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2(上限200万円)の助成を受けることができます。詳しくは次のURLを参照。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigousya/kitsuenboushi/>
- 死亡災害など重大な労働災害を繰り返す企業に対し、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成指示をできるようになります。作成指示に従わない場合などは大臣による勧告、勧告に従わない場合は企業名を公表する制度が導入されます。
- 今年12月から、常時使用する労働者に対して、1年ごとに1回定期的に、ストレスチェックを実施することが義務付け(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務)られます。ストレスチェック制度をはじめ、メンタルヘルス対策については、厚生労働省HP「働く人のメンタルヘルスポータルサイトこころの耳」 <http://kokoro.mhlw.go.jp/> をご覧ください。

管内の労働災害発生状況

27年4月末現在

(死亡者数) 26年4月末と比較した増減

全産業 212件 (0人) -18 (-5)

製造業 39件 (0) -8 (0)

建設業 39件 (0) +6 (-1)

陸上貨物運送事業 32件 (0) +1 (-1)

第三次産業 85件 (0) -14 (-2)

(小売業・社会福祉施設・飲食店・旅館業など)

死亡は0。業種により多少の増減はありますが、死傷者数はほぼ横ばいの状況が続いています。

次号(8月頃)の予定

- 労働衛生週間準備月間について
- 今号の様式就業規則



お問合せは 鹿児島労働基準監督署 担当 平松
鹿児島市薬師1丁目6番3号 TEL099-214-9175 音声案内④